

70歳以上の方の高額療養費の 自己負担限度額が変更になります

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担額を超えた場合、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

この自己負担限度額が70歳以上の方について、平成30年8月から変更となります。



●平成30年7月診療分まで

適用区分		自己負担の割合	外来(個人ごと)	外来と入院の世帯合算
現役並み所得者		3割負担	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降の限度額……44,400円
一般		2割負担 または 1割負担	14,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 ※4回目以降の限度額……44,400円
低所得者	II		8,000円	24,600円
	I	15,000円		



●平成30年8月診療分から

適用区分		自己負担の割合	外来(個人ごと)	外来と入院の世帯合算
住民税課税所得額 690万円以上		3割負担	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4回目以降の限度額……140,100円	
住民税課税所得額 380万円以上 690万円未満			167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4回目以降の限度額……93,000円	
住民税課税所得額 145万円以上 380万円未満			80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降の限度額……44,400円	
一般		2割負担 または 1割負担	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 ※4回目以降の限度額……44,400円
低所得者	II		8,000円	24,600円
	I	15,000円		